

**台湾桃園地区での海賊版工場「小羅」に対する  
桃園地裁 一審判決に関するお知らせ**

日本特定非営利活動法人 知的財産振興協会（IPPA）事務局

当協会加盟会員であるメーカーの作品を違法複製していた桃園市在住の被告に対し、海賊版DVDの違法複製は著作権法違反であるとして、2017年7月 内政部 警政署保安警察 第二總隊 刑事警察大隊 偵一隊により摘発を実施。翌2018年9月に台湾 桃園地方檢察署により起訴がなされ、2019年4月30日 台湾 桃園地方裁判所 一審判決「107年度 審智訴字 第12号」により、本協会会員の作品に対する著作権享有が確定となりました。今回、桃園地方檢察署 及び 桃園地方裁判所に対しましては、公正なご判断をいただき感謝申し上げます。

**特定非営利活動法人 知的財産振興協会 IPPA**

日本の成人コンテンツメーカーを正会員とする約 260 社の作品における、著作権保護、海賊版対策を主な活動とし、知的財産の保護を図り、広く公益に寄与することを目的として 設立された特定非営利活動法人（NPO 法人）です。

HP : <http://www.ippa.jp/>

**今後のお問合せ先**

今後、同様の台湾国内における 日本製成人向けコンテンツの海賊版摘発 及び 捜査協力 又は 正規品お取扱いについての情報提供依頼等、海賊版コンテンツの頒布防止活動に関するお問合せに関しましては、台湾に設立されております「IPPA 台湾」にて対応を行わせていただきます。

**■特定非営利活動法人智慧財産振興協會駐華辦事處**

Intellectual Property Promotion Association, Taiwan Office

TEL : 02-2558-3038